



JAL不当解雇撤回ニュース

No616号 2020.12.08

発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

矢上雅義議員 内閣に質問主意書を提出

超党派による9月24日「院内勉強会」に続き、11月19日「厚労省ヒアリング」、11月26日「JALヒアリング」に出席された矢上雅義議員（衆議院議員、立憲民主党）が、11月25日、JALの解雇争議に関する質問主意書を内閣に提出しました。政府の答弁書とともに紹介致します。

*質問主意書とは、議長を経由して内閣に対し質問する文書。内閣は閣議を経て1週間以内に答弁をしなければならない。



日本航空の解雇争議に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

令和2年11月25日

提出者 矢上 雅義

衆議院議長 大島 理 森 殿

日本航空は、政府主導の下で2010年1月19日に経営破綻、企業再生支援機構から3500億円の公的資金が投入され、破綻と再建がプリパッケージ型で進められた。再建途上であった同年12月31日、パイロット81名と客室乗務員84名が年齢（機長55歳、副操縦士48歳、客室乗務員53歳以上）と病欠欠勤歴を基準に整理解雇された。当時の状況として、2010年9月2日に出された最終の人員削減目標は日本航空本体で1500名というものだった。翌9月3日より希望退職の募集が始まり、結果12月31日の段階では1696名が希望退職に応じていた。また公的資金の投入や債権放棄などもあって再建は順調に進み、12月末までに1586億円の営業利益を上げる中で、大晦日の整理解雇であった。

被解雇者は、パイロットと客室乗務員の2つの原告団を結成し、2011年1月19日に整理解雇問題で東京地裁に地位確認を求め提訴した。一審の東京地裁判決は、2012年3月29日（パイロット）、30日（客室乗務員）に出された。両判決の内容は「165名の解雇は整理解雇4要件（必要性、回避努力、人選基準、手続きの妥当性）を満たし合理性がある」というものであった。また、二審の東京高裁は2014年6月3日（客室乗務員）、5日（パイロット）に「管財人無謬論、絶対論」を展開して、整理解雇の合理性を認めた。そして、2015年2月4日（客室乗務員）、5日（パイロット）に最高裁が上告を棄却し、高裁判決が確定した。

一方、整理解雇の回避に向けた団体交渉が行われているさ中の2010年11月16日に、管財人が労働組合の争議権確立を妨害した介入事件が起こった。この事件について東京都労働委員会は、2011年8月3日「労働組合への支配介入にあたる」として、日本航空に対して不当労働行為救済命令を発出した。しかし日本航空は「命令の取り消し」を求めて東京地裁に行政訴訟を起こした。結果、東京地裁は2014年8月28日に不当労働行為と認定、二審の東京高裁では2015年6月18日「団結権の侵害であり、憲法28条違反」と判断した。そして2016年9月23日、最高裁は日本航空の上告を棄却、高裁判決が確定した。この最高裁判決は、地位確認訴訟（整理解雇）判決の確定から1年7ヶ月後に出された。

最高裁で管財人の行為が「違憲」と判断されたことで、先に合理性が認められていた165名の整理解雇は「解雇手続きの妥当性」が否定されることになった。この最高裁の違憲判決について、2016年10月20日の参議院国土交通委員会で石井啓一国土交通大臣（当時）は「（最高裁で日本航空の）不当労働行為が認定されたことは、私自身も遺憾に思っているところです」「日本航空の整理解雇につきまして、個別企業における雇用関係に関わる問題でございますので、日本航空において適切に対応すべきものと考えています」旨答弁している。

日本航空の整理解雇から間もなく丸10年が経過しようとしている。しかし、現在においても、なお解雇されたパイロット63名と客室乗務員70名の解雇争議が続いている。そして今や、日本航空の解雇争議は、日本における最大の労働争議になっている。争議の解決を遅らせている原因の一つに、結果が異なる二つの司法判断があることは無視できない。

コロナ禍の今日、「事業と雇用を守り抜く」との方針の下で、政府から航空業界にも数々の支援策が出されている状況にある。そこで以下について質問する。

1. 日本航空の経営再建は公共輸送を守るために、政府が関与する中で進められてきた。そうした中で整理解雇が行われたことから、政府として無関係とは言えないと考えるがいかがか。
2. 解雇の過程での不当労働行為が最高裁で「憲法違反」と判断された。その後の日本航空の対応は大臣発言を反映させているか、政府の見解を問う。
3. 長引く労働争議は人権、人道上の問題に加えて、空の安全にも影響する問題との指摘がなされている。政府として日本航空の争議の解決に向けて考えられる施策はあるか。

右質問する。

内閣からの答弁書

(内閣総理大臣名)

お尋ねについては、日本航空株式会社における雇用関係に係る問題であることから、同社において適切に対処すべきものと考えている。



政府は、日本航空が165名の解雇争議について、適切に対処していないと認めたことです。